

## 水戸市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

### 1 申請受付工種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく28工種になります。

なお、土木、建築、電気、管、ほ装の5工種は3ランク制、水道は2ランク制による格付を行います。

### 2 有資格請負業者名簿登録の有効期間

平成29年6月30日まで（有効期間の始期については「平成27・28年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

### 3 入札参加資格の登録

申請にあたり、以下の項目に該当する場合は、入札参加資格の登録ができませんのでご注意ください。

(1) 本店の所在地が水戸市外にある建設業者で、6工種を超える申請をしたとき。（登録する工種の数6工種以内で申請してください。）

(2) 水戸市外に本社のある建設業者（本市に建設業法に基づく営業所等を有する者を除く。）で総合評定値通知書による数値及び水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程第9条の規定による主観数値を合計した数値が400点未満であるとき。

### 4 名簿の公表

有資格請負業者名簿については、閲覧（水戸市情報公開センター及び契約検査課）及びインターネット（水戸市契約検査課ホームページ）で公表します。**なお、郵送による登録結果の通知は行いませんのでご了承ください。**

### 5 個別書類について

#### 水戸市に入札参加申請をする方は必須

提出書類名	備考
個別書類チェック表	個別書類の有無に関わらず、 <b>水戸市に入札参加申請をする方は必ず</b> 提出してください。

・本店が水戸市外の建設業者で入札参加申請をする方

提出書類名	備考
契約行為年間委任状（様式あり）	<b>契約権限を委任する場合</b> のみ添付してください。なお、委任先は、建設業法第3条第1項の規定による営業所のみとし、建設業法の許可を得ていない部署への委任は行わないでください。

6 その他個別書類について（ただし、**市内本店業者のみ**）

本店の所在地が水戸市内にある建設業者で、下表の項目に該当する場合のみ提出してください。

項 目	書 類 名
一般事業主行動計画を策定している建設業者	茨城労働局に提出した一般事業主行動計画の受領書の写し
技術職員を雇用した建設業者  (平成25年1月1日以降の雇用)	<p>① 雇用関係を証明するための書類（平成25年1月1日以降発行） 次のいずれかの写し（所属建設工事業者名が記載されていること）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険被保険者証</li> <li>・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書</li> <li>・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書</li> </ul> <p>② 建設業法に基づく主任技術者の国家資格の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術検定合格証明書</li> </ul> <p>（なお、建設業法上主任技術者と成りうるために実務経験が必要な場合は実務経験証明書の写しを添付。）</p> <p>※国家資格を有する技術者を、平成25年1月1日の基準日以降に雇用した場合が該当します。</p> <p>※平成25年1月1日の基準日以降に、既に雇用している職員及び新たに雇用した職員が技術者と成り得る国家資格を取得した場合は該当しません。</p>

※主観数値の加点については、茨城県との共同受付申請時の調書に基づいておりますので  
ご留意願います。

7 問合せ先

水戸市財務部契約検査課工事契約係

TEL 029-232-9136